

淀川水上オートバイ関係問題に関する提言

平成12年7月

淀川水上オートバイ関係問題連絡会

淀川水上オートバイ関係問題に関する提言

(目次)

はじめに	1
1. 淀川における水上オートバイの現状	2
2. 水上オートバイの利用に関する問題	2
(1) 騒音	2
(2) 野鳥	3
(3) 魚類	3
(4) 周辺環境	4
(5) 水質	5
3. 対策の検討	5
(1) 検討地区の選定	5
1) 関係各自治体の意見	6
2) 検討地区の比較	6
3) 対策の方向性	7
4) 利用地区の選定	8
(2) 各問題点に対する対策	9
(3) 対策の推進	10
4. まとめ	11
(1) 今後の課題	11
(2) 今後の利用について	11
(3) 淀川水上オートバイ関係問題連絡会について	11
おわりに	12
別紙一1	13
別紙一2	14
別紙一3	15
別紙一4	16
別紙一5	17
淀川水上オートバイ関係問題連絡会構成	18

○はじめに

淀川は、関西圏において貴重かつ広大な水面を保有しており、他に求められないかけがえのない資産であり、水と緑の河川空間が多くの人々に利用され、潤いとやすらぎを与える場となっている。この様な中、淀川では、従来からの水面利用である釣り、水遊び等と、新たな水面利用であるスポーツ・レクリエーションの水上オートバイ、ウインドサーフィン等、さらに将来新たな水面利用として期待される河川舟運が存在する。

特に、河川舟運は、環境負荷・エネルギー消費の軽減、交通渋滞の緩和、災害時の緊急輸送手段としての機能を有することからその役割が見直されている。

そのため、多様な水面利用を沿川の様々な利用ニーズと調整し、21世紀に向け安全かつ快適な水面利用の推進を図り、河川環境の維持・増進を図り魅力あるまちづくりに寄与することが必要となってきた。

そこで、淀川の河口部から大阪府城の三川合流点にかけての建設省管理の水面の安全かつ快適な利用を促進することを目的として、学識経験者・関係行政機関から構成する淀川水面利用調整協議会が設立された。

一方、近年マリンレジャーの急速な普及に伴い、水上オートバイ等の利用が活発となってきているが、同時に騒音等種々の問題も生じている。

そのため、水上オートバイ等の安全かつ適切な水面利用について検討し、水面利用の適正化を進めることが必要となってきた。

そこで、当該淀川水面における水上オートバイ等の対策を検討し、より良い河川の利用促進を行うことにより、周辺地区環境との調和を図ることを目的とするため、関係行政機関及び関係団体（オブザーバー）から構成する淀川水上オートバイ関係問題連絡会を設立し、計6回にわたり検討を重ねた。

さらに当連絡会ではその検討結果につき「淀川水上オートバイ関係問題に関する提言(案)」としてとりまとめ、平成12年4月11日から1ヶ月間、建設省近畿地方建設局ホームページへの掲載等により周知を図り、FAX、電子メール等の応募方法で広く意見を募集したところである。

その結果5名の方から意見を寄せていただいた（意見項目10項目）が、当連絡会において当該意見を吟味・検討した結果、当該提言(案)を修正する必要はないものと判断した。

よって、当初提言(案)のとおり水面利用調整協議会へ提言する。

1. 淀川における水上オートバイの現状

淀川における水上オートバイ等の利用実態を把握するため、平成10年8月2日から9月6日までの毎日曜日9時から17時までの計6日間、調査を実施した。結果は、以下のとおりである。(台数は、1日における最大台数観測時の数である。)

①種類別利用台数

砂利船の他に、水上オートバイ、ウインドサーフィン及びボート・セリング、その他の利用があった。

水上オートバイについては、全体的に利用が確認されたが、鳥飼大橋において利用台数が最大で、200台から250台、最大時は320台、その内走行しているのは30台から40台であった。ウインドサーフィン及びボート・セリングについては、全体的に利用されているが、伝法大橋が最大で30台から70台の利用があった。その他の利用としては、ボート、カヌー等が確認されたが、定まった利用傾向は見られず、単発的に5台以下の利用であった。

②場所別水上オートバイ利用台数

水上オートバイについての利用台数を、場所別に見ると、次のとおりであった。鳥飼仁和寺大橋(淀川 20 km)付近では、12台以下であった。鳥飼大橋(淀川 17 km)付近では、140台以上であり、最大時は320台であった。豊里大橋(淀川 14 km)付近では、9台以下であった。淀川大橋(淀川 5 km)付近では、10台前後、最大時は38台であった。伝法大橋(淀川 3 km)付近では、7台以下であった。

上記のとおり、淀川においては、鳥飼大橋(淀川 17 km)付近で、水上オートバイの利用台数が多かった。

③時間別水上オートバイ利用台数

水上オートバイの利用は、全体的に12時から増加し始め、15時がピークの傾向にあった。

2. 水上オートバイの利用に関する問題

水上オートバイの利用に対しては、特に騒音に関する付近住民からの苦情が多いが、音などによる野鳥及び魚類への影響も考えられる。また、利用に付随するゴミ、違法駐車等の問題も生じている。

これらの諸問題を整理し、解決するため、騒音の現状調査及び関係者からの意見を聴くなかで、新たに、水質の問題もクローズアップされてきた。

(1) 騒音

水上オートバイの利用に対して、特に苦情が多い騒音問題に焦点をあて、利用台数の最も多い鳥飼大橋下流において、平成10年8月30日(日曜日)9時から

19時まで実態調査を行った。

調査の結果、淀川左岸側（守口市八雲北町地区）については、堤防頂での騒音レベルのピークの平均値は55～67dBで最大値は77dBであり、走行台数が多い時間帯に大きな値となった。家屋付近では、堤防により遮音されるため、ピークの平均値が50～58dBで堤防頂より5～9dB小さい結果となった。

淀川右岸側（摂津市一津屋地区）については、堤防頂でのピークの平均値は59～67dBで最大値は75dBであり、走行台数が多い時間帯に大きな値となった。家屋付近では、堤防により遮音されるため、ピークの平均値が52～55dBで堤防頂より7～12dB小さい結果となった。家屋付近の調査地点は堤防沿いの道路に面しており、道路交通騒音がピーク値で68～75dBと水上オートバイのピーク値よりもはるかに大きいことから、水上オートバイ騒音を確認されたのは、道路交通が途絶えた時のみであった。また、家屋付近のピーク値は、道路交通騒音の影響から堤防頂よりも大きな値となった。

従って、淀川左岸側においては、断続的に聞こえ、時折大きなエンジン音が連続して聞こえるなど水上オートバイ騒音の影響が認められる。また、淀川右岸側においては、道路交通騒音の影響が大きいため、水上オートバイの騒音の影響は小さいと考えられる。しかし、道路交通量が少ない場合や風向・風速などの気象条件によって、水上オートバイの騒音の影響が大きくなる場合もあると考えられる。

（2）野鳥

（財）日本野鳥の会大阪支部に、平成10年12月15日に意見聴取をおこなった内容は、以下のとおりである。

（問題点）

- ・野鳥は人間を見て驚くので、船と違い水上オートバイは人間そのものの姿が見える。
- ・スピードがあるので、泳いで逃げる余裕がない。
- ・ジグザグ走行等で野鳥を追いかけて、一斉に飛び立つのを楽しんでいる者がいる。

（要望事項）

- ・野鳥と水上オートバイとの共存は困難である。
- ・カモは8月半ばから淀川に飛来し、3月から4月にかけては淀川は渡りの中継地になっているので、冬季の水上オートバイの実施はやめてほしい。
- ・仮に水上オートバイを認めるならば、野鳥が少なくなっている一津屋地区を夏に、冬季に野鳥の少ない十三大橋から阪神電鉄橋梁が考えられるだろう。

（3）魚類

漁業について、大阪市漁業協同組合に、平成11年2月16日に意見聴取をおこなった内容は、以下のとおりである。

（問題点）

- ・騒音が一番問題である。水上オートバイの音でスズキが散ってしまって捕れなくなる。ウナギも同様である。空気中の騒音も問題だが、水中の振動音も影響が大

きい。

- ・騒音についてはメーカーに対して、昭和60年に陳情した。
- ・走行についてもマナーが悪いので、我々が遠慮して船を走らせているくらいだ。
- ・柴島に上水道の取水口があるが、水上オートバイが走行した後は、油が浮いている。
- ・水上オートバイの影響で遡ってくる魚は減っている。

(要望事項)

- ・水上オートバイは1台も走ってほしくない。
- ・仮に、区域を決めて行うにしても、水上オートバイ連絡会で決めた事柄については会員は守るだろうが、会員以外のメンバーはルールを守らないであろう。徹底した管理が必要であろう。
- ・メーカーにおいては騒音を抑える努力をすべきである。

淀川大堰上流における淡水魚の遡上について、大阪府立淡水魚試験場に、平成11年11月15日に参考意見を聴取した結果は、以下のとおりである。

- ・淀川大堰から上流では、淡水魚を漁獲しているという話は聞かない。漁獲量がほとんどない。「漁業養殖業漁獲統計表」によると、平成4年から0(1トン未満)で表示されているので、漁業(営業によるもの)はない。
- ・漁業権は消滅しており、水産資源としての魚類については、管理者がいない。
- ・鮎は、淀川大堰の魚道から20万匹以上遡上している。鮎の性格は、わからないが、川幅の広い所では、岸辺を泳ぐ。水の流れがある程度速いところを泳ぐ。水上オートバイとの関係はわからない。

(4) 周辺環境

水上オートバイの利用に付随するゴミ、違法駐車等利用者のマナーから生ずる環境問題について、利用の最も多い烏飼大橋右岸下流付近の摂津市一律屋自治会に、平成10年12月24日に意見聴取をおこなった内容は、以下のとおりである。

(問題点)

- ・現地が未舗装なので運搬車両による砂埃がすごい。
- ・利用者がゴミを持ち帰らない。
- ・騒音の苦情が、特に中層マンションからある。
- ・駐車場、トイレがない。
- ・排気ガスがひどい。

(要望事項)

- ・はっきり言って水上オートバイはやめて欲しい。
- ・現状での追認はできない。仮に一律屋地区を開放するなら、芝張りや舗装等の環境整備を行うべきであり、現地に監視人を付ける体制も必要である。

(5) 水質

第2回連絡会（平成11年2月3日）における淀川水質協議会の意見は、以下のとおりである。

(問題点)

- ・一津屋取水口に設置（平成10年6月）されたセンサーが、設置直後から揮発性有機化合物（VOC）であるトルエン、キシレン及びベンゼンを検知するようになった。通常は不検出である。
- ・トルエンは、監視値0.6mg/lのところ、最大値0.041mg/lであった。
- ・キシレンは、監視値0.4mg/lのところ、最大値0.009mg/lであった。
- ・ベンゼンは、基準値0.01mg/lのところ、最大値0.003mg/lであった。
- ・平成11年1月21日に水質調査を実施した結果、発生源としては、上流の調査及び検知日から水上オートバイと推定される。
- ・除去対策としては、生物処理槽のプロアーの増量、粉末活性炭の注入を行っている。

(要望事項)

- ・揮発性有機化合物の発生源は、水上オートバイと考えられる。揮発性有機化合物は、通常は不検出であり、取水口直前で検出されている現状は、清浄であるべき水道の観点からは容認できない状態である。水上オートバイの衝突などによる油類流出事故や、多くの人が集まるための汚染も懸念される。以上から、水上オートバイは、水道の取水口から下流（例 淀川大堰下流）が望ましい。

3. 対策の検討

以上の現状と問題について、水上オートバイの利用による具体的影響を検討していくために、当該利用が可能な場所として8地区を選定し、これら8地区に係る関係自治体から意見を聴取した。その結果、適した地区を見出すことはできなかったが、現在の利用状況及び関係者からの意見を考慮し、摂津市一津屋地区において問題の解決を図っていくことで、対策を検討していくこととなった。

(1) 検討地区の選定

淀川において、鳥飼大橋付近である摂津市一津屋地区が水上オートバイが広く利用されてきた理由としては、堤防からの坂路があり、河川敷に自動車の駐車スペースがあることなど地形的な要因が大きいと考えられる。

そこで、このような条件を満たす8地区を以下のとおり選定し、関係自治体から意見を聴取し、水上オートバイの利用を検討した。

- ①高槻市前島地区（右岸）
- ②枚方市磯島地区（左岸）
- ③高槻市三島江地区（右岸）
- ④摂津市一津屋地区（右岸）

- ⑤大阪市東淀川区大桐地区（右岸）
- ⑥大阪市旭区赤川地区（左岸）
- ⑦大阪市東淀川区柴島地区（右岸）
- ⑧大阪市淀川区新北野地区（右岸）

1) 関係各自治体の意見

前述の検討地区として選定された8地区に関係する、高槻市、枚方市、寝屋川市、守口市及び大阪市の5市について、検討地区での水上オートバイ実施の可否及びそれ以外の適した地区に関する意見を求めた。また、摂津市については現在水上オートバイの利用が顕著であり問題が生じているため、地元自治会を含めて、別途意見聴取をおこなった。

- ・高槻市については、①高槻市前島地区及び③高槻市三島江地区について、同地区周辺は住宅等があり、水上オートバイの走行によって、騒音及び水質上の問題が発生するおそれがあるため、実施は否であり、他の適した地区も無いとの意見であった。
- ・枚方市については、①高槻市前島地区及び②枚方市磯島地区について、公的機関及び低層、高層の住宅が立地しているため、騒音上の問題があること、また、③高槻市三島江地区について、今回の騒音苦情の発端となった高層マンションが林立し、騒音上、非常に問題があること及び本件の苦情に対する要望書を大阪府知事及び枚方市長へ当地域の自治会が結束された上、提出されていることから、実施は否であり、他の適した地区も無いとの意見であった。
- ・寝屋川市については、②枚方市磯島地区について、当該地区下流の枚方市出口地区に寝屋川市水道取水口があり、水上オートバイに起因する揮発性有機化学物質による影響が懸念されるため、実施は否であり、他の適した地区も無いとの意見であった。
- ・守口市については、④摂津市一律屋地区について、付近に大阪府、大阪市及び守口市等の水道の取水口があり、水上オートバイに起因する揮発性有機化学物質による影響が懸念されること、また、⑤大阪市東淀川区大桐地区について、対岸側に大規模マンションがあり、水上オートバイの利用で住民の生活に影響するおそれがあるため、実施は否であり、他の適した地区も無いとの意見であった。
- ・大阪市については、④摂津市一律屋地区、⑤大阪市東淀川区大桐地区、⑥大阪市旭区赤川地区、⑦大阪市東淀川区柴島地区、⑧大阪市淀川区新北野地区の5地区が対象となるが、意見調整ができないとの回答であった。

2) 検討地区の比較

関係者からの意見聴取をもとに、ア、背後地状況（騒音の影響）、イ、上水道の取水口の有無、ウ、漁業（漁船に対する水面利用の観点と稚魚の育成への影響の観点）、エ、野鳥の4項目を検討項目とし、上記の8地区の比較を行った。（水上オートバイ地区比較表＜別紙1、2＞参照）

その結果、

ア. 背後地状況は、8地区とも兩岸に住宅地があることから、騒音について問題が起こる可能性があると考えられる。

イ. 上水道の取水口は、淀川大堰より上流の①高槻市前島地区、②枚方市磯島地区、③高槻市三島江地区、④摂津市一津屋地区、⑤大阪市東淀川区大桐地区及び⑥大阪市旭区赤川地区の6地区にあり、水質についての影響が考えられる。

ウ. 漁業は、淀川大堰より下流の⑦大阪市東淀川区柴島地区及び⑧大阪市淀川区新北野地区の2地区に影響があると考えられる。

エ. 野鳥については、④摂津市一津屋地区（夏季）及び⑧大阪市淀川区新北野地区（冬季）の2地区以外は影響があると考えられる。

以上のとおり、すべての検討項目を満たす地区はなかった。

3) 対策の方向性

以上のように、水上オートバイの利用に適した地区がないことから利用を全面排除する方向が考えられる。全面排除のメリットは、水上オートバイに起因する問題を抜本的に解決することであるが、物理的な完全排除は難しく、無秩序な利用のおそれがある。また、1箇所あたりの台数を減らして利用可能な場所を分散すれば、新たな問題の発生と、水上オートバイの台数増加を招く可能性が高くなる。このため、利用可能な場所を1箇所に集約することにより、秩序ある利用を誘導することが現実的な対策であると考えられる。

(全面排除)

メリット : 騒音・水質問題を含め全ての問題が解決する。

デメリット : 物理的な全面排除は難しく、実効性の確保が困難である。このため、無秩序な利用が進むおそれがある。また、河川水面への進入路を閉鎖すると水上オートバイに限らず他の河川水面の利用促進を妨げることとなる。

(利用の分散)

メリット : 各地区での台数が減ることによって、騒音・水質問題が分散し、解決する可能性がある。

デメリット : 秩序だった利用を確保することが困難であり、現状から改善が見られないおそれがある。また、台数を適切に分散させることが難しいので、騒音・水質の問題が広域化するおそれがある。今問題となっていない地区に新たに問題を発生させるおそれがある。

(一箇所に集約)

メリット : 利用できる場所を限定することによって、無秩序な利用が減少

し、問題の減少がはかれる。

デメリット： すべての問題の解決はできない可能性がある。

4) 利用地区の選定

利用地区を限定する上で、現在の利用状況及び関係者からの意見を考慮し、水上オートバイの利用について、摂津市一律屋地区で再検討した。

①摂津市及び一律屋自治会の意見

摂津市については、一律屋地区で水上オートバイを実施するについては地元である摂津市一律屋自治会の要望等を十分組み入れてほしい旨の意見である。

平成11年11月29日付けで摂津市一律屋自治会から建設省宛に提出された要請書においては、「『防災公園』の新設を計画されていますが、新しい公園は水上バイク族の淀川川面の自由使用を前提としたものであり、水上バイクの騒音と排気ガスに悩まされ続けてきた地元として、とうてい容認できるものではありません。水上族の当該地域河川利用の固定化、基地化については反対の意志を通知します。」旨が挙げられている。

しかし、「自治会の要請書についての補足事項として、『水上オートバイの利用について、自治会としては、反対であるが、防災公園で良好な管理が出来るのであれば辛抱する』旨の意見である」と摂津市から報告されている。

②淀川水質協議会の意見

淀川水質協議会の意見としては、一律屋地区で水上オートバイを実施するについては、下流に設置されている水道の取水口への影響を憂慮している。

また、平成11年10月に近畿地方建設局長宛に提出された要望書においても、「淀川の水道水源地域の汚濁現況は、近畿住民の貴重な水づくりをあずかる水道事業者としては、憂慮すべきことと受けとめているところであり、水上オートバイを原因とするベンゼン等の有害物質による汚染防止について、特段のご配慮をお願いいたします。」旨が挙げられている。

③水上オートバイ利用者団体の取り組み

一律屋地区の水上オートバイの利用について、平成11年は、水上オートバイの利用者団体の取り組みにより、利用時間を夏期の土日で午前10時から午後4時までに限定したこと、利用範囲を限定し監視活動を行ったこと、利用者への注意事項の看板設置及び現地での利用者へのマナー・モラル遵守のためのチラシ配布等により、付近住民からの苦情の減少及び水質の改善の成果が見受けられた。

上記のとおり、一律屋地区での利用について、利用者団体の自主規制による影響の低減が図られるとともに、地元自治会からは条件付きでの認容の姿勢が示されたところである。また、淀川水質協議会からは水質汚濁の軽減についての要望がなされている。このため、水上オートバイの利用形態について更なる対策を講